

## 本年度の成果物について（案）

平成 28 年 10 月 28 日

### 1. 成果物の策定主体

- 環境省とする。

（本検討会は、成果物の策定に当たり、その内容等に関し、有識者からのご意見を賜る場としての位置付けを有する。）

### 2. 成果物の目的

- 「パリ協定」を踏まえ、環境事業へのさらなる民間資金導入の拡大を目指し、その一つのツールとしてのグリーンボンドの国内における普及を図る必要がある。
- このためには、グリーンボンドを発行する際のコストや事務的負担を軽減すること、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性を確保すること等が重要である。
- これを踏まえ、例えば「これらの要件を満たしている債券は、グリーンボンドと称して差し支えないのではないか。」「要件に対応する具体策としては、例えばこのようなものが考えられるのではないか。」といった事項を具体性を持って示した成果物を策定することにより、国内のグリーンボンド関係主体（発行体、投資家、アレンジャー、認証機関など）の「実務担当者」が、グリーンボンドの発行・投資を行う際などの具体的対応を検討する際に参考としてもらうことで、グリーンボンドの信頼性の確保、グリーンボンドに係るコストや事務的負担の削減につなげ、もってグリーンボンドの国内における普及を図る。

### 3. 成果物の検討に当たっての基本的な考え方

- 現在国際的に広く認知されている「グリーンボンド原則」の内容との整合性に配慮すること。
- グリーンボンドの発行・投資が進んでいるとはいえない我が国の市場の状況などを踏まえたものとする（コストや事務的負担の低減等）。

- 国内、海外の投資家が安心してグリーンボンドに投資できるようにするため、実際は環境改善効果がなく、又はそれが不正に水増しされていたり、調達資金が適正に環境事業に充当されていない（グリーンウォッシュ）債券がグリーンボンドとして市場に出回ることを防止すること。

#### 4. 成果物の策定により期待する具体的効果の例

- 発行体が、発行したグリーンボンドが成果物の内容に準拠している旨を投資家等に説明し、グリーンボンドとしての信頼性を訴求できるようになる。
- グリーンボンドへの投資を検討している投資家が、成果物の内容を参考として、ある債券のグリーンボンドとしての信頼性を評価することができるようになる。
- 認証機関等が、コンサルタント・レビュー、検証、認証、レーティングその他の第三者的立場からある債券のグリーンボンドとしての信頼性を認証・評価するスキームを導入する際、成果物の内容を参考として、そのスキームの内容を検討することができるようになる。

#### 5. その他

- 成果物の名称は、「グリーンボンドガイドライン」（仮称）とするが、本検討会の議論を踏まえ、最終的に確定する。
- 成果物には、法的拘束力はない。しかしながら、成果物がグリーンボンド市場に広く認知され、関係主体によって活用されることで、一定程度の影響力が生まれ、国内におけるグリーンボンドの発行・投資が、成果物を参考にして行われるようになることを期待する。

以上